

地方公務員等共済組合法施行規則改正に伴う
育児休業手当金の支給期間延長の要件及び手続に関する Q & A

Q 1 今回の添付書類等の変更（申告書や保育所申込書の写しの添付）は、いつの延長申請から該当しますか？

A 1 令和7年4月1日以降に1歳の誕生日又は1歳6か月を迎える子に係る育児休業手当金の延長申請から該当します。ただし、令和7年3月31日までに延長申請をされた場合は、該当しません。

Q 2 保育所の利用申請書の写しには、市区町村の受付印が必要ですか？

A 2 市区町村に申し込んだものと同じであれば、市区町村の受付印は不要です。利用申し込みの内容を途中で変更した場合は、変更後の申請書の写しも提出してください。

なお、提出された申込書の写しの内容が実際の申込内容と異なることが判明した場合は、受給した金額の返還を求める場合があります。

Q 3 提出する保育所の利用申請書の写しは、どの部分が必要ですか？

A 3 申請書の写しは、全てのページを提出してください。また、申請書とともに提出している申立書等がある場合は、そちらも提出してください。

Q 4 電子申請の場合の利用申請書の写しは、どのようにすればよいですか？

A 4 電子申請の場合は、申込内容を出力したもの、または申し込みをした画面の複写を提出してください。

Q 5 入所保留扱いとなることや育児休業を延長することを積極的に希望する旨の意思表示とは、具体的には提出する書類のどの部分で判断しますか？

A 5 一例として、「保育所等への入所を希望していない」、「育児休業からの職場復帰の意思がない」、「育児休業の延長を希望する」、「入所保留となることを希望する」など、職場復帰や保育所等への入所の意思がないことが、入所申込時に明示的に意思表示されている場合が該当します。

Q 6 保育所への通所の所要時間とは、どのように計算するのでしょうか？

A 6 利用する予定の交通手段による自宅から保育所までの片道の所要時間となります。送迎サービス等を利用する場合は、送迎場所までの片道の所要時間となります。

Q 7 子の病気や障害により、特別な配慮が必要であり、保育体制が整備されていない等の理由で市区町村が申し込みを受け付けない場合の手当金の延長手続はどのようになりますか？

A 7 育児休業手当金支給対象期間延長事由認定申告書の理由欄に、特別な配慮が必要な理由及び市区町村との相談内容等を記載し、障害者手帳（写し）や医師の診断書等特別な配慮が必要であることを確認できる書類を提出してください。

なお、市区町村への相談なく申し込みを行わなかった場合は、育児休業手当金は延長できません。

Q 8 1歳までに保育所内定を辞退して保育所に入所していない場合、育児休業手当金の延長はできますか？

A 8 育児休業手当金の延長はできません。ただし、引越しや勤務先の異動により内定した保育所に通所が困難になった場合等やむを得ない理由と認められる場合は、育児休業手当金を延長できます。

Q 9 保育所の定員がWEBサイトで確認したところ満員だったため、保育所の申込みを行いませんでした。育児休業手当金の延長はできますか。

A 9 申し込みを失念していた場合や、市区町村へ問合せや、WEBサイトでの確認により「入所困難」と分かっていた場合でも、申し込みをしなかった場合は、育児休業手当金の延長はできません。